

決議案第 1 号

林リエ議員に対する問責決議

上記の決議を次のとおり提出する。

令和 7 年 9 月 1 9 日提出

提 出 者				
向日市議会議員	天	野	俊	宏
〃	上	田		雅
〃	近	藤	宏	和
〃	富	安	輝	雄
〃	福	田	正	人
〃	松	本	みゆき	
〃	米	澤	知	紀
〃	和	島	一	行

林リエ議員に対する問責決議

議員は、住民から選ばれ、その代表者として議会の構成員となるのであり、人格・識見ともに優れた代表者であるべきであって、住民の模範として行動することが期待されている。

しかしながら、林リエ議員は、自らが関与する市民団体を通じてアンケートのお願い文に市議会議員を名乗って政治家としての自己紹介を記載し、イベントのチラシを同封して無作為に住民宅へ投函するなど、議員としての立場を利用した不適切な行為も確認されている。また、公民館の使用ルールを逸脱し、2ヶ月以上前からイベントの開催日時を特定したチラシを地域に広く配布された事実も認められる。さらに、これらの行為について会派代表者会議において謝罪を求められたにも関わらず、同議員は謝罪を拒否された。

これらの行為は、市民に誤解を与えるばかりか、議会の公正さや中立性に対する市民の信頼を著しく損なうものであり、ひいては向日市議会全体の品位と名誉を傷つけるものである。

よって議会は、同議員には議員としての責務を深く認識し、一連の行為について猛省と再発防止を求め、問責するものである。

以上、決議する。

令和7年9月19日

京都府向日市議会